

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の変更し	「措置の内容」の変更し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
200010	内閣府	保育所型認定こども園の有効認定規定の廃止	新学前的子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条	保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	保育所型認定こども園のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4.1現在兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には待機児童がないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見込んで有効認定とする必要はない。</li> <li>・ 加えて、今後ますます少子化が進行すれば、保育需要の減少が見込まれており、当該規定は必要性が乏しい。</li> <li>・ 認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するであれば、その時点で設置者が認定こども園を廃止し、保育所に関することで対応が可能。</li> <li>・ 平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度では、保育所単体として保育所型認定こども園だけでなく幼保連携型認定こども園に移行することも可能であるが、幼保連携型認定こども園は有効認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有効認定の対象となることは整合性に欠ける。</li> </ul>	C	I	<p>保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施業務の履行が妨げられるおそれもあることから、その点での認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。</p>	<p>将来的な保育需要に対応するために早期認定が必要とすることもあろうが、概して特設の指定範囲内において、一定期間の特設認定取得を待機し、将来的な保育需要の増加が予測されることとならざるに、保育に欠ける子どもを保育に欠ける子どもとして受け入れることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施業務の履行が妨げられるおそれもあることから、当該規定を兵庫県下一律に認定する必要性は乏しい。</p> <p>以上のようなことから、兵庫県下一律ではなく、その地域の状況に応じて有効期間を設定できるような求めものである。</p>	C	I	<p>保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づき、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされており、この有効期間を廃止することは適当ではない。</p> <p>なお、認定の有効期間の更新については、国の同意等は特設求められていない。</p>		兵庫県	兵庫県	内閣府 厚生労働省 文部科学省	